

「令和2年度政府衛星データのオープン&フリー化及びデータ利用環境整備・データ利用促進事業(オープン&フリー衛星データ実証事業)」

公募要領

令和2年9月

一般財団法人日本宇宙フォーラム

目次

1. 事業の目的（概要）	1
2. 事業内容	1
(1) 公募実証	1
(2) 課題設定型実証	2
3. 事業スキーム	2
4. 事業実施期間	2
5. 応募資格	2
(1) 応募要件	2
(2) 応募主体	3
6. 契約の要件	4
(1) 契約形態	4
(2) 予算規模及び採択件数	4
(3) 成果物について	4
(4) 委託金の支払時期	5
(5) 支払額の確定方法	5
(6) 財産管理	5
(7) 委託費の返還、取消、罰則等	6
(8) 知的財産権について	6
(9) 実証チームの代表者の責務	6
(10) 事業終了後の報告	7
7. 応募手続き	7
(1) 募集期間	7
(2) 説明会の開催	7
(3) 応募書類	7
(4) 応募書類の提出先	8
(5) 提出締切日	9
8. 審査・採択等について	9
(1) 審査方法	9
(2) 審査基準	9
(3) 採択結果の決定及び通知・公表について	11
(4) 事業の開始から事業完了のプロセスについて	11
(5) 全体スケジュール	13
9. 経費の計上	14
(1) 経費の区分	14
(2) 直接経費として計上できない経費	15
10. 問い合わせ先について	15

一般財団法人日本宇宙フォーラム（以下、「JSF」という）では、経済産業省の委託を受け、「令和2年度政府衛星データのオープン&フリー化及びデータ利用環境整備・データ利用促進事業（オープン&フリー衛星データ実証事業）」（以下、「令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業」という）を実施する事業者を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

昨今、技術革新や新規参入企業の増加等を背景に、宇宙由来の様々なデータの質・量が抜本的に向上しつつあり、これら宇宙由来のデータと他の地上データが組み合わさったビッグデータに AI 解析技術等を適用することで、多くの課題に対しソリューションを提供していくことが期待されています。こうした取り組みによる宇宙利用産業の拡大の重要性は令和元年度に策定された「成長戦略フォローアップ」や「宇宙産業ビジョン 2030」でも謳われており、様々な課題にソリューションや産業競争力強化につながるアプリケーションビジネスの創出が非常に重要です。

諸外国でもすでに先行して様々なアプリケーションビジネスが進められており、これを加速するため、例えば欧州では、政府衛星ガリレオ又はセンチネルのサービスを活用したユースケース開発支援が行われているなど、世界全体で宇宙利用産業の強化に向けた競争が進められています。

特に近年では、衛星データやそれ以外のデータを一つのデータプラットフォーム上で様々な解析ツール等を用いながらアプリケーションを創出する動きが進んでおり、我が国としても政府衛星データプラットフォーム「Tellus」を平成 31 年 2 月にリリースし、そのプラットフォームを利用した新たなサービスの創出に取り組んでいるところです。

こうした状況を踏まえ、我が国の宇宙利用産業の拡大に向けて、民間企業等によるアプリケーションビジネス創出を加速する観点から、オープン&フリーで提供されている衛星データとその他の地上データと組み合わせたアプリケーションの開発・実証を行います。

また、①準天頂衛星システムみちびきのサブメータ級測位補強サービス（SLAS）の利用促進、及び、②政府が「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（2019 年 12 月 5 日閣議決定）」において掲げる「災害対応等の用途拡大に向けたドローンの基盤技術開発」に対し、災害対応、インフラ点検、監視・搜索等の政府調達をはじめとする分野でのドローンの利用拡大に資する目的で、SLAS を利用したドローンの有用性検証を行う事業者を公募します。

2. 事業内容

本実証は 2 つの区分で行います。

（1）公募実証

Tellus に搭載している衛星データ又はオープン&フリー（注）で提供されている衛星のデータ（準天頂衛星システムによる測位データを含む）と、他の地上データを統合し、ユーザとサービス提供者が一体となって、新たなアプリケーションを開発・実証すること。なお、使用する衛星データは「Tellus に搭載している衛星データ又はオープン&フリー（注）で提供されている衛星のデータのみで構成する必要はなく、それら衛星データを主として利用するものである必要があります。

（注）本事業におけるオープン&フリーとは以下を指します。

・オープン&フリーのデータポリシーを設定しているもの：ASTER、GCOM 系、準天頂衛星、ひまわり、Sentinel 系、Landsat 系 等

・Tellus 上で（一部でも）オープン&フリー化しているもの：ASNARO 系、ALOS 系

（２）課題設定型実証

準天頂衛星システムみちびきのサブメータ級測位補強サービス（SLAS）の利用促進、及び、災害対応、インフラ点検、監視・搜索等の政府調達をはじめとする分野でのドローンの利用拡大に資する目的で、SLAS を利用したドローンの有用性検証を行います。

既存の GPS による飛行制御に、SLAS の位置測位情報を組み込み、GPS による飛行制御と比較して、位置精度・飛行安定性などを実際に製品化することを前提とした試験項目に則り、有用性を検証します。

有用性の検証は、平野部・山間部・海上など、SLAS の測位精度に影響を与えそうなエリア、並びに実際に事業化した際に使用を想定するエリアを勘案し、複数のエリアにて行い、GPS による飛行制御と、SLAS を取り入れた飛行制御の位置精度・安定性などを比較します。

3. 事業スキーム

本募集は、公募により広く企画の提案を求める「企画競争」として実証事業の提案を募集するものです。

所定の選定手続き（有識者による評価）を経て、対象となる実証事業が選定された後、当該実証事業の実施者（以下、「実証チーム」という）の代表者には、JSF と委託契約を締結し、国によるプロジェクトとして、実証事業を実施いただき、その結果を JSF に提出していただきます。

その後、JSF において、全ての実証プロジェクトの結果を総合的に分析・検証し、本事業の結果として、経済産業省に報告します。

4. 事業実施期間

契約締結次第（令和 2 年 10 月下旬予定）～令和 3 年 3 月 5 日

※プロジェクト実施期間は、実証事業の契約で定める日から令和 3 年 3 月 5 日までとします。

なお、契約に際し、事業内容や精算手続きの関係で実施期間について調整することがあります。

5. 応募資格

（１）応募要件

応募にあたっては、以下の条件を満たすようにしてください。

- ① 公募実証については、将来のビジネスを見据えたアプリケーションの社会実装に向けた事業計画を示すこと。課題設定型実証については、実証事業の成果をビジネス化する具体的な計画を示すこと。
- ② ①の実現に必要な開発要素（例えば技術やシステム等）を示すこと。
- ③ ①を実現する上での課題（本実証事業を必要とする理由）を示すこと。
- ④ 実証事業終了後に見込まれる我が国経済に裨益する効果について示すこと。また、日本をはじめ海外でのビジネス展開を前提とする提案を示すこと。
- ⑤ 別途指定する審査会・検討会等に出席可能であること。
- ⑥ 事業実施期間中、毎月事業進捗報告レポートの提出が可能であること。

※審査会・検討会等については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催となる場合があります。

(2) 応募主体

ア. 公募実証

Tellus に搭載しているデータ又はオープン&フリーで提供されている衛星データと、その他の地上データを統合し、ユーザ側とサービス事業者が一体となって、将来的なビジネスを見据えたアプリケーションの社会実装に資する開発・実証を実施できる体制とします。

イ. 課題設定型実証

すでに GPS による飛行制御技術を開発し、自ら開発したフライトコントローラ及び機体が「空の産業革命に向けたロードマップ2019」で定めるレベル3飛行を実現した経験があるドローン開発事業者であること、もしくはそのような事業者が体制に入っていること。加えて、将来的なビジネスを見据えた検証作業を実施できる体制とします。

ウ. 共通

ア・イいずれも次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

- ① 日本国内で法人格を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 複数の法人によるコンソーシアムでの申請の場合、構成企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予算規模及び採択件数

1,500万円程度を合計5件程度

※事業額及び採択件数は、提案の内容に応じて加減算となる可能性があります。

<留意事項>

- ・ 実施チームは実証事業終了後に JSF に対して、実証事業の実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費とは明確に区分した形で実績報告書にとりまとめて会計報告を行う必要があります。また、成果等をとりとまとめた成果報告書を提出いただきます。
- ・ 同一申請者から複数の実証事業に申請することを排除するものではありません。
- ・ 応募は実証チームの代表者が行ってください。

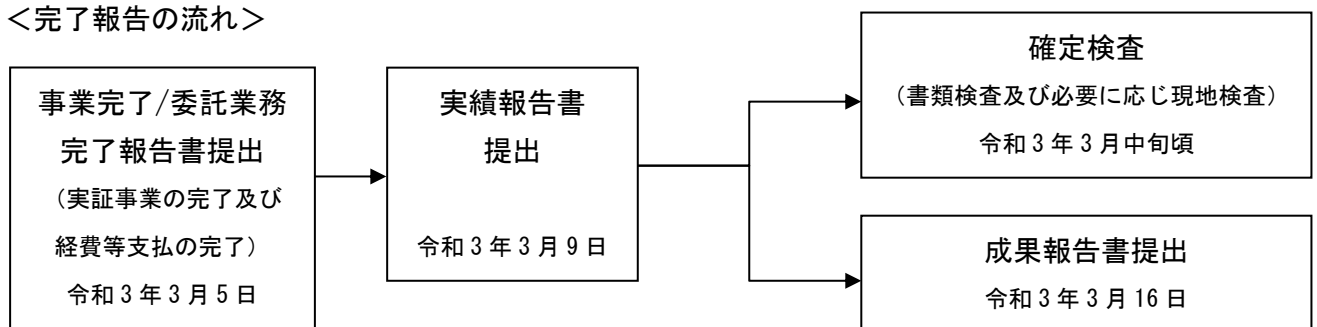
(3) 成果物について

実証チームは、当該年度の委託事業を令和3年3月5日（金）までに完了して委託業務完了報告書（指定様式）を提出し、令和3年3月9日（火）までに実績報告書（指定様式）を提出してください。また、令和3年3月16日（火）までに成果報告書（*）を提出してください。

*成果報告書は、概要版（指定書式）と詳細版（自由書式）を提出願います。詳細版には、「実証事業の実施結果」として、実証事業の具体的な取組内容、効果検証の手法、得られた成果がもたらす社会的な効果、今後の展開予定、データ利用上の課題、新たな衛星データニーズ 等々得られた成果について **A4 サイズ（縦）5枚以上 20枚以内**に記載してください。課題設定型実証については、GPS による飛行制御と、SLAS を取り入れた飛行制御の位置精度・安定性などの比較をまとめた内容を報告に含んでください。

なお、成果報告書は概要版・詳細版ともに公開可能なものとしてください。公開不可の情報を含む場合は、公開版と非公開版の2種類を提出してください。なお、非公開版については経済産業省及び経済産業省が認めた府省等に対して開示を行うことがあります。

<完了報告の流れ>



<提出書類一覧>

No.	書式	書類名称	提出期限
6-1	指定	成果報告書（概要版）（公募実証）	令和3年3月16日
6-2		成果報告書（概要版）（課題設定型実証）	
7		成果報告書（詳細版）	
8	指定	委託業務完了報告書	令和3年3月5日（委託事業完了日）
9	指定	実績報告書	令和3年3月9日

※No. 6 は応募区分により該当する方を提出してください。

(4) 委託金の支払時期

実証チームは、JSF の支払額の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、委託費の支払いを受けることになります。

(5) 支払額の確定方法

JSF は、実証チームからの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下、「確定検査」という）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めるときは支払うべき委託費の額を確定し、実証チームに通知します。

なお、確定検査を行うにあたっては、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」（令和2年6月版）に則り書類の準備をお願いします。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を委託対象経費の実績額とします。

<利益排除について>

自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

【委託事業における自社調達を行う場合における利益等排除の考え方】

委託事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、委託事業の実績額の中に受託者自身の利益等相当分が含まれることは、委託業務の実施に要した経費に相当する額を精算して支払という経理処理の性質上ふさわしくないと考えられます。このため、受託者自身から調達を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって委託費の対象経費に計上します。

※ 受託者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 財産管理

実証チームは、委託事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、委託事業の

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、委託費の支払いの目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、JSF が別に定める期間中に取得財産等を処分(委託費の支払いの目的(委託費支払い申請書に記載された委託事業の目的及び内容)に反して使用し(自主事業等当該委託事業以外の目的に使用する等)、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、予め JSF の承認を受ける必要があります。

従って、実証チームにおいて上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続(例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続)を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

(7) 委託費の返還、取消、罰則等

検査等により経費の虚偽申告や過大請求等による委託費の受給等の不正行為が判明した場合には、契約の解除、委託費の全部又は一部の返還命令、利息の納付、不正内容の公表、契約等停止措置、刑事告訴等の処分が科される場合がありますので適正な経理処理を常に心がけてください。

(8) 知的財産権について

本事業の実施によって、知的財産権を得た場合は、その旨を遅滞なく JSF に報告すること等を要件として、産業技術力強化法第 19 条に基づき、JSF は当該知的財産権を譲り受けませんとします。

また、当該知的財産権の取り扱いについては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(平成 27 年 5 月/最終改訂令和 2 年 1 月)」並びに「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(平成 29 年 12 月)」を踏まえることとし、詳細については JSF と協議するものとします。

- ・ 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(平成 27 年 5 月/最終改訂令和 2 年 1 月)
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html
- ・ 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(平成 29 年 12 月)
<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227001/20171227001.html>

(9) 実証チームの代表者の責務

- ①実証チームの代表者は、提案した実証事業が採択された場合は、今回の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する連帯責務があります。
- ②実証事業の推進に必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。実証チーム内の役割分担や責任体制を明確にした上で、実証事業の着実な推進や統一的な成果のとりまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また計画書の作成や定期的な報

告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

- ③委託契約に基づき、実証事業の全体の資金の適切な管理（資金計画と進捗管理等）をしてください。
- ④国費による実証事業であることから、国内外での成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌、論文等で発表する場合は、「令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業」の成果である旨の記述を行ってください。
- ⑤事業期間中において、経済産業省等への成果報告やシンポジウム等での成果報告をお願いすること（合計年1～2回程度）もありますのでご対応をお願いいたします。
- ⑥「令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業」の評価、JSF による経理の調査、国の会計検査、その他監査等の対応をお願いします。
- ⑦プロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

（10）事業終了後の報告

本事業終了後5年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JSF 又は経済産業省から求められる場合があります。

7. 応募手続き

（1）募集期間

募集開始日：令和2年9月15日（火）

締切日：令和2年10月12日（月）13:00 必着

（2）説明会の開催

開催日時：令和2年9月24日（木）10:00～10:30（必要に応じて延長）

開催場所：Zoom ウェビナーを使用したオンライン開催

説明会への参加を希望する方は、下記 URL より9月23日（水）17時までに登録ください。

https://zoom.us/webinar/register/WN_D234-082TvSdJMg-y36P0w

（3）応募書類

応募書類は郵送または電子メールにてご提出ください。

なお、電子データについては、文字情報がコピー可能な状態のファイル（Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれか）を提出してください。（No.1 と 5 を除く）

ア 郵送による提出の場合

指定様式 No.1～5 に必要事項を記入の上、印刷版及び電子データ（CD-R 等に格納）をまとめて一つの封筒に入れて郵送ください。封筒の宛名面には、「令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業 応募書類在中」の旨を朱書きしてください。なお、持参での提出は受け付けません。また、書留等必ず配達記録が残る方法で送付してください。

なお、提出書類 No.1 と 5 については押印/署名したものをスキャン・PDF 化して CD-R 等に格

納してください。

イ 電子メールによる提出の場合

指定様式 No. 1～5 に必要事項を記入の上、メールに添付してお送りください。メールタイトルは「令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業 応募書類（会社名）」としてください。

なお、提出書類 No. 1 と 5 については押印/署名したものをスキャン・PDF 化して添付してください。

<提出書類一覧>

No	書式	書類名称	備考
1-1	指定	公募申請書（公募実証）	1部
1-2		公募申請書（課題設定型実証）	1部
2-1	指定	事業概要書（公募実証）	1部
2-2		事業概要書（課題設定型実証）	1部
3-1	指定	公募提案書（公募実証）	1部
3-2		公募提案書（課題設定型実証）	1部
4	指定	予算計画書	1部
5	指定	同意書	1部

※指定様式は本事業ウェブサイトからダウンロード可能です。

<http://of-satdata2020.space>

※No. 1～No. 3 は応募区分により該当する方を提出してください。

※郵送で提出する場合、No. 1～5 の印刷版原本と、全ての書類を収録した CD-ROM を提出してください。

※必要に応じて、補足資料（形式問わず）を添付することは可能です。但し審査は提出書類にて行いますのでご了承ください。

提出された応募書類は、実証チームの選定のみを使用します。評価検討委員には守秘義務がありますが、提出された応募書類は全て評価検討委員に開示されます。また、事業概要書もしくは採択された事業における実施計画の内容（公開することを明示している部分）に関しては、事前告知を行わず、国又は JSF から公表される場合があります。取得した個人情報については、提案プロジェクトの実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

（４）応募書類の提出先

一般財団法人日本宇宙フォーラム

令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業事務局

担当：榎、高田宛

(郵送先)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-1 新御茶ノ水アーバントリニティビル
一般財団法人日本宇宙フォーラム

(メールアドレス)

of-satdata2020@jsforum.or.jp

(5) 提出締切日

令和2年10月12日(月)13時**必着**

8. 審査・採択等について

(1) 審査方法

採択にあたっては、経済産業省及び第三者の有識者で構成される評価検討委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、提案内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。この際、追加資料の提出を求める場合があります。審査・選定プロセスは以下の通りです。



プレゼンテーションの日時・場所は、9月下旬～10月上旬に事務局よりウェブサイト掲載及び公募説明参加者・応募者へのメール等で通知します。プレゼンテーションに係る旅費等は実証チームでご負担ください。
なお、プレゼンテーションは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインのみでの実施となる場合がございます。

(2) 審査基準

評価検討委員会によって、下記の審査基準の視点をもとに、審査及び選定が行われる予定です。

①公募実証

	審査項目	審査基準
1.	事業目的との整合性	・ 提案内容が「1. 事業の目的」「2. 事業の内容」と合致しているか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「Tellus に搭載している衛星データ又はオープン&フリーで提供されている衛星のデータを主として利用しているか。
2.	実証事業実施計画と実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法や実施スケジュールは効果的かつ現実的か。 ・予算計画は合理的であるか。 ・当該実施計画は提案事業者の社内でも決裁が得られているか。 ・ユーザ側とサービス事業者が一体となっている提案か。 ・社会実装やビジネス化を見据えた自走できる座組や利用者側のビジネスに向けたコミットメントがあるか。
3.	開発・実証の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・Tellus に搭載している衛星データ又はオープン&フリーで提供されている衛星のデータ（準天頂衛星システムによる測位データを含む）と他の地上データを統合した新たなアプリケーションとなっているか。 ・将来的なビジネスを見据えたアプリケーションの社会実装に資する開発・実証となっているか。 ・事業計画の実現に必要な技術やシステム等の開発・実証要素について技術的な実現可能性があるものであるか。 ・新規性や先進性の高い内容か。
4.	実証後のビジネス化と経済・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業終了後、我が国経済に裨益する効果（産業競争力強化や社会・地域課題解決等）が期待される提案か。 ・実証事業終了後、社会実装・ビジネス化した際の実用性があるか。 ・実証事業終了後、実証の成果を利用しつつ、事業を推進する計画が具体的かつ合理的か。また実装に向けて、組織内代表者からのコミットを得ているか。 ・実証終了後のビジネス化に対して、必要な資金調達の見込みが立っているか。 ・本実証事業の結果、宇宙産業の裾野拡大が図られる提案か。
5.	プレイヤーの多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙関係事業者だけでなく、異業種事業者・自治体等、非宇宙分野の事業者が含まれているか。 ・すでに潜在的なアプリケーションユーザの関与があるか。また、将来的なユーザ利用拡大が見込まれているか。 ・IoT や人工知能（AI）等の活用など、第四次産業革命下における政府の政策と合致しているかどうか。
6.	加点要素	<ul style="list-style-type: none"> ・Tellus と連動し、アプリケーションの作成における Tellus 搭載データや開発環境の活用や、Tellus マーケットを活用したアプリケーション展開を促進する事業

		<p>となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等の行政利用を目的としている事業か。 ・ 海外事業者も実施体制やユーザとして関与しているか、海外展開を目指した事業か。
--	--	---

②課題設定型実証

	審査項目	審査基準
1.	事業目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容が「1. 事業の目的」「2. 事業の内容」と合致しているか。
2.	実証事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法や実施スケジュールは効果的かつ現実的か。 ・ 予算計画は合理的であるか。 ・ 当該実施計画は提案事業者の社内でも決裁が得られているか。
3.	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的達成のための企画内容（効果的かつ網羅的な試験項目の設定等）として優れているか。 ・ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
4.	事業関連分野の知見、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。 ・ すでに GPS による飛行制御技術を開発し、自ら開発したフライトコントローラ及び機体が「空の産業革命に向けたロードマップ2019」で定めるレベル3飛行を実現した経験があるドローン開発事業者であるか。もしくはそのような事業者が体制に入っているか。
5.	実証・検証後のビジネス化、経済・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業終了後、我が国経済に裨益する効果（産業競争力強化や社会・地域課題解決等）が期待される提案か。 ・ 実証事業終了後、社会実装・ビジネス化した際の実用性があるか。 ・ 実証事業終了後、実証の成果を利用しつつ、事業を推進する計画が具体的かつ合理的か。また実装に向けて、組織内代表者からのコミットを得ているか。

(3) 採択結果の決定及び通知・公表について

10 月下旬以降、すべての応募者に対し、評価検討委員会による審査・選定の結果を書面で通知いたします。

また、JSF は、委託先となる実証チームが採択された後に、申請件数及び採択件数、採択された実証チーム・事業名・事業概要書等を本事業ウェブサイト等で公表します。また、成果報告書に基づき、実証結果についても本事業ウェブサイト等で公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

(4) 事業の開始から事業完了のプロセスについて

①事業の開始

実証チームは、JSF から委託先決定通知の後、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」(令和2年6月版)に則り委託事業を開始(設計・設備などの発注、契約等)してください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

②計画変更等

実証チームは、提案申請時の事業の内容を変更、委託事業経費の区分ごとに配分された額の変更、委託事業の中止・廃止等を行うときは、事前に JSF の承認を受ける必要があります。詳しくは委託契約書に従って申請してください。

なお、何らかの理由により委託対象経費が増額となる場合であっても、委託金額の増額は原則認められません。

③申請の取下げ

採択後、実証チームの都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

④事業実施

事業実施期間中に JSF 又は経済産業省から進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

⑤事業の完了

当該年度の委託事業は、実証事業の実施及び実証チームにおける支出義務額(委託対象経費全額)の支出完了(精算を含む。)を持って事業の完了とします。

また、実証チームから外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

(5) 全体スケジュール

予定	実証チーム（代表者）	JSF
<p>●公募期間</p> <p><公募開始></p> <p>令和2年9月15日(火)</p> <p><公募締切></p> <p>令和2年10月12日(月)13時必着</p>	<p>提案書の申請 (計画書等必要書類の提出)</p>	
<p>●審査・委託先決定</p> <p>プレゼンテーション審査: 令和2年10月中下旬(予定)</p> <p>委託先決定: 令和2年10月下旬(予定)</p> <p>※申請件数・審査状況により、変更となる場合があります。</p> <p>●事業開始 (委託先決定後)</p> <p>●事業完了</p> <p>●実績報告及び精算払い請求</p> <p>●委託費の支払い</p>	<p>契約・発注/事業開始</p> <p>中間報告会への出席 12月上中旬</p> <p>事業完了 令和3年3月5日まで</p> <p>実績報告書の作成・提出 納期: 令和3年3月9日まで</p> <p>成果報告会への出席 令和3年3月中旬頃</p> <p>成果報告書の提出 納期: 令和3年3月16日まで</p> <p>精算払い請求</p>	<p>・提案内容の審査(書面審査及びプレゼンテーション審査)</p> <p>・採択事業者決定</p> <p>実証チームへの事務処理説明</p> <p>確定検査実施 (書類検査又は現地調査実施)</p> <p>額確定通知発行</p> <p>委託費の支払い 令和3年3月26日(予定)</p>
<p>●事業完了以降</p>	<p>成果の公表・追跡調査への協力</p> <p>取得財産の管理</p>	

※プレゼンテーション、検討会、報告等はすべて都内・オンラインのいずれか、もしくは両方で開催します。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

採択決定後の委託契約を速やかに行うため、予算は提案段階で可能な限り精査をお願いします。特に、人件費・一般管理費については「委託事業事務処理マニュアル」を参照の上、算出根拠を提示できるように準備してください。

本事業経費内で人件費を支出しない場合も、予算計画全体の合理性を判断するため想定人件費・工数を記載してください。なお、予算額合計には計上しないでください。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) <ul style="list-style-type: none"> - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） - 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） - 設備の修繕・保守費

	<ul style="list-style-type: none"> - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※ 実証事業に計上できる経費は、実証事業の契約締結日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支払）したものが対象となります。

※ 事業目的に合致した経費であって、当該事業に使用されたことが確認できる資料を「委託事業事務処理マニュアル」に則り整理する必要があります。

※ 再委託費の割合が全体予算の50%を超える場合、理由書の提出が必要となります。また、再委託理由が適当でないと判断された場合、予算計上を認められない場合があります。

（2）直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

その他諸注意事項等、詳しくは経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」（令和2年6月版）をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

10. 問い合わせ先について

本公募要領に関するお問合せは、お名前・ご所属・質問事項を明記の上、事務局まで電子メールでお問い合わせください。

<問合せ先>

一般財団法人日本宇宙フォーラム

令和2年度 オープン&フリー衛星データ実証事業事務局

担当 榎・高田 TEL：03-6206-4902、e-mail：of-satdata2020@jsforum.or.jp

※テレワーク実施につき、お電話の問合せはご対応できない場合があります。メールでのお問い合わせをお願いいたします。